

「危機管理ステージ下での学生交流会館 kirari 利用ガイドライン 2022.12.01 版」の主な注意点

1. 基本的な感染予防対策を遵守してもらう。
2. 宿泊は各宿泊室定員の 50% (29 名) とする。※通常定員はベッドルーム 3 室 (1 室 2 名) 含め 64 名
3. 定員内の複数団体の宿泊を許可するが、先に予約した団体の予約利用状況 (部屋割等) により、定員内でも利用できない場合も想定する。(2- (2))
4. 体調不良者が出た場合の対応 (3- (1) -①)
体調不良者が発生した場合、すべての団体の宿泊を中止し、速やかに全員帰宅する。もし体調が悪くなった場合は医療機関で受診などの適切な対応を行い、陽性が判明したときには「北星学園大学新型コロナウイルス感染症報告システム」で大学に報告すること。
体調不良者は速やかに帰宅する。もし体調が悪くなった場合は医療機関で受診などの適切な対応を行い、陽性が判明したときには「北星学園大学新型コロナウイルス感染症報告システム」で大学に報告すること。
5. 施設内での懇親会は禁止とするが、マスクを都度外して行える程度の飲食は認める。(3- (7)、4- (2))
6. 食事はテイクアウト、出前等利用のみとする。(4- (2))
7. 厨房、バーベキューコーナーの利用は衛生面や会話等が多く発生する可能性、パーティション等による感染防止が難しいことから引き続き禁止とする。(4- (2))

※11 月にはいって学内の陽性者数が 10 月にくらべて倍増していることから kirari の宿泊利用のみ、12 月中は見合わせます。利用開始については 1 月以降あらためて告知します。

危機管理ステージ下での学生交流会館 kirari 利用ガイドライン

この度、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクを軽減し、学生交流会館 kirari 合宿等利用者の健康と安全を最優先とするため、以下のとおりガイドラインを定め運用する。利用にあたっては、本ガイドラインを遵守すること。

なお、別途定めていた「学生交流会館 kirari 利用要領（特別利用版）2021.10.01 版」は 2022.11.30 をもって廃止し、コロナ禍での宿泊を伴わない当日利用については、下記事項の該当する部分を遵守することを前提とし利用を認める。

記

1. ガイドライン適用開始日

2022 年 12 月 1 日からとする。

※本ガイドラインについては、今後の状況によって変更する可能性がある。

2. 利用条件について

(1)別に定める以下の諸規程による。

- ・ 大学会館、サークル棟及び学生交流会館 kirari 規程
- ・ 大学会館、サークル棟及び学生交流会館 kirari 利用規程
- ・ 大学会館、サークル棟及び学生交流会館 kirari 利用細則

(2)宿泊は各室定員の 50%（29 人）とする。

※206 号室（ゲスト用 2 名）、207 号室（ゲスト用 2 名）、208 号室（バリアフリー 2 名）は隔離して対応する必要がある場合を想定し使用を禁止する。

※会議室等も利用し、宿泊室を分散することで宿泊を認めることとし最大で 29 名とする。

※定員内の複数団体の宿泊を許可するが、先に予約した団体の予約利用状況（部屋割等）により、定員内でも利用できない場合もある。

- ・ 使用する施設は各自適宜換気すること。
- ・ 基本的な感染対策を実施すること

(3 密回避)

(マスク着用)

(手指消毒)

(3)利用のキャンセルについては、別に定めるとおりとするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、大学からの指示で利用を停止する場合は、キャンセル料金（利用料のみ）は発生しない。なお、これ以外のキャンセルに係る費用については、大学は補填しない。

3. 利用時の注意について

(1)利用前に必ず自宅で検温を行ってこること。

- ・ 宿泊する 2 週間前から体調を管理すること。

- ・ 宿泊当日の健康チェック

- ※当日体温が 37.5℃以上の者は宿泊できない。

- ※当日風邪様の症状がある者は宿泊できない。

- ・ 宿泊中に体調不良者がでた場合はすぐに管理人に申し出ること。

- ※体調不良者が出た場合の対応

- ①体調不良者が発生した場合、すべての団体の宿泊を中止し、速やかに全員帰宅する。もし体調が悪くなった場合は医療機関で受診などの適切な対応を行い、陽性が判明したときには「北星学園大学新型コロナ感染症報告システム」で大学に報告すること。

- 体調不良者は速やかに帰宅する。もし体調が悪くなった場合は医療機関で受診などの適切な対応を行い、陽性が判明したときには「北星学園大学新型コロナ感染症報告システム」で大学に報告すること。

- ②その場合の必要な消毒等は管理人が行う

(2)各施設利用中は、こまめに手洗い・アルコール消毒を行うこと。

(3)各施設利用の際は、定期的（30 分に 1 回、数分間程度）に換気を行うこと。特に、宿泊室においてはこまめに換気を行うこと。

(4)ソーシャルディスタンスを確保すること。

(5)施設内では基本的に常時マスク着用すること。（熱中症予防等を考慮し、周囲との十分な距離を確認したうえで、適宜外すことは可）

- ・ マスクを外した状態での会話を自粛すること。

(6)滞在中、体調に不安を感じた場合は、管理人に申し出ること。

(7)感染防止対策のため、施設内での懇親会は禁止とする。

4. 各施設の利用について

(1) 入館・退館

- ・ 入口で非接触型体温計にて検温を実施する。（※入館時のみ、利用者全員）

- ・ 列には間隔を空けて並ぶこと。

- ・ 手続きは原則、代表者のみが行い、他の利用者は一カ所に固まらず、分散して待機すること。

(2)食堂

- ・ 食事は認めるが懇親会は認めない。

- ・ 食事はテイクアウト、出前等利用のみとする。

- ・ 食堂内では食事中以外、マスクの着用を心掛けること。

- ・ マスクを外した状態での会話を自粛すること。

- ・ 厨房及びバーベキューコーナーの利用は感染防止の観点から原則認めない。

※バーベキューコーナーは11月以降融雪期まで冬季利用禁止となる。

(3)シャワー室・更衣室

- ・シャワー室利用は混雑を避け、短時間で利用すること。
- ・待機中はマスクの着用を心掛けること。
- ・マスクを外した状態での会話を自粛すること。

(4)宿泊室

- ・各自の宿泊室以外への宿泊室に出入りをしないこと。
- ・マスクを外した状態での会話を自粛すること。

(5)研修室

- ・プロジェクターやスクリーンなどの備品を使用した場合は、備付けのアルコール消毒液等で消毒すること。
- ・マスクを外した状態での会話を自粛すること。

5. その他、定めていない利用方法については学生部長が学生生活支援課と協議のうえ判断する。

【体調不良を感じた場合】

札幌市提供「新型コロナウイルスの受診・検査 WEB 案内ページ (WEB 7119)」

・上記 WEB 案内ページは、新型コロナウイルス感染症に関連して、医療機関の受診や検査等を希望する方が、適切な受診先・相談先をご自身で判定するための参考としてご利用ください。

以 上

【問い合わせ先】

学生生活支援課（学生係）

学生交流会館 kirari 利用方法

2018 年 6 月

〔利用予約〕

利用予定日の 1 ヶ月前から「仮予約」をすることができます。その後、仮予約の際にお渡しする利用願の提出・利用料の支払いが済んだ時点で「予約の確定」となります。仮予約をただけでは利用はできませんので注意して下さい。なお、複数の団体が同日に利用することがあります。

〔利用願〕

利用願は、利用開始予定日の 7 日前までに学生生活支援課⑨番窓口へ提出して下さい。

〔利用料〕

利用料は、利用開始予定日の 7 日前までに納入ができるよう準備をして下さい。

利用願提出後、書類に間違いがなければ、納入の指示をします。指示を受けてから証明書自動発行機にて料金を納入し、発行された申請書を窓口へ提出して下さい。なお、宿泊室及び厨房等の利用を中止した場合であっても、一度納入した利用料は返還しません。

※ 学生医療互助会の補助を利用する場合は、別紙『学生医療互助会による学生交流会館 kirari 利用料補助について』を確認してください。

○宿泊料・・・夏期（4 月～10 月）：500 円

冬期（11 月～3 月）：800 円

※宿泊料の中には「厨房・**食堂**・バーベキューコーナー利用料」が含まれます。

重複納入に注意して下さい。

○厨房・**食堂**・バーベキューコーナー利用料：100 円

〔利用期間〕

夏季休業期間中や冬季休業期間中等に施設管理等の理由により利用ができない場合がありますので、都度、学生生活支援課⑨番窓口学生係にて確認して下さい。

・ 宿泊室（2 階）を利用できる期間は、1 回の利用につき 6 泊 7 日以内です。

〔利用受付〕

利用を許可された者は、利用開始時に利用許可証を管理室に提出して下さい。

〔鍵の取扱〕

宿泊室、研修室、厨房及び外部シャワー室の利用を許可された者は、その利用に際して管理室から鍵の交付を受け、利用後はすみやかに管理室に返却して下さい。

〔宿泊用の寝具〕

宿泊の場合は、生協サービスカウンターで寝具レンタルの手続きが必要です。使用前日の正午まで(土・日使用の場合は木曜日の正午まで、祝日使用の場合は 2 日前の正午まで)に料金を添えて申し込みをして下さい。

〔利用時間〕

○宿泊者用

- ・ 利用開始日の入室時間は 15 時から、利用終了日の退室時間は 10 時までです。
- ・ 2 階シャワー室は、終日利用できます。
- ・ 厨房・ロビー・研修室の利用時間は、22 時までです。
- ・ 食堂・ラウンジ・洗濯室の利用時間は、23 時までです。
- ・ 外出する場合の門限は、23 時です。
- ・ 消燈時間は、24 時です。

○当日利用者用

- ・ ロビー、ラウンジ、研修室、厨房・食堂、トイレの利用時間は、8 時半～22 時です。

○屋外施設利用時間

- ・ 洗濯室、シャワー室、トイレの利用時間は、8 時半～22 時です。
- ・ バーベキューコーナーの利用時間は、

授業期間中（月～金） 16 時～21 時

授業期間外 12 時～21 時 です。

〔遵守事項〕

利用を許可された者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 1 利用許可期間並びに入室及び退室時間を守るとともに、利用期間の変更及び利用中止の場合はすみやかに学生生活支援課へ届け出ること
- 2 宿泊許可を得ていない者を宿泊させないこと
- 3 常に節度をふまえ、高声、放歌及び楽器等の演奏等騒音により他の者に迷惑をかけること
- 4 飲酒及び喫煙をしないこと
- 5 消燈時間は午前 0 時とし、消燈後は静粛にすること
- 6 研修室、厨房、外部設備及び洗濯室の利用時間は午後 10 時までとし、備品等は丁寧に扱うこと
- 7 バーベキューコーナーにおける消耗品（炭等の燃料、焼き網、鉄板類）は、利用者が用意し、使用後の炭等については、必ず指定の場所に捨てること
- 8 外出する場合の門限は午後 11 時とし、外出の際は火器の点検並びに消燈及び施錠の確認を行うこと
- 9 利用後は清掃のうえ現状に復し、係員の点検を受けること
- 10 その他別に定める注意事項を守り、かつ係員の指示に従うこと

学生交流会館 kirari 利用規程・利用細則に、詳細な内容が掲載されています。キャンパスガイドで確認して下さい。